



企業の内部統制とコーポレート・ガバナンス

著者	小西 一正
雑誌名	セミナー年報
巻	2007
ページ	171-184
発行年	2008-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/537

企業の内部統制とコーポレート・ガバナンス

小 西 一 正

企業価値研究班委嘱研究員
奈良県立大学名誉教授

はじめに

アメリカでは、2001年に経営破綻したエンロン事件などの経営者による会計上のスキャンダルが発生し、また、同様にわが国でも経営者による会計上の不正が生じ、ライブドア事件や西武鉄道の有価証券偽造事件などが投資家の不信感を増大したのである。

これらの経営者の会計上の不正に対して、アメリカでは、サーベインス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002・以下SOX法) が制定された。この法は2002年1月23日に議会を通過し、ブッシュ大統領が署名し施行された。この法は、エンロン事件等を契機として、企業不正に対して1933年の証券法と1934年の証券取引法を改正している。また、外国民間公開会社も含めたすべての公開会社に適用される。PCAOB（公開会社会計監視委員会）に会計事務所は登録し、100社以上の公開会社の監査報告書を作成している会計事務所は毎年検査を受けるようにした。

この法の906条「財務報告に対する企業責任」では、「財務報告の証明に対する企業役員の虚偽」に対して、公開会社のCEO及びCFOに、以下のことについて書面による宣誓（言明）を義務づけたのである¹⁾。

(1) 定期報告書に含まれる財務諸表は、1934年の証券取引法13条(a)及び15条(d)の要件を完全に遵守すること。(2) 定期報告書の情報は、すべての重要なことについて公開会社の財政状態及び経営成績を適正に表示していること。

これらの違反に対して、厳しい刑事上の罰則（criminal penalties）が与えられる。すなわち、宣誓（言明）された定期報告書が要件に合致していないことを知りながら提出した経営者は、最高100万ドルの罰金及び最長刑10年の禁固刑を定めている。また、これらに故意に違反して提出した場合は、最高500万ドルの罰金及び最長刑20年の禁固刑を定めている。

1) Sarbanes-Oxley Act of 2002. White-Collar Crime Penalty Enhancements, Sec.906.

さて、このSOX法では、1991年3月にトレッドウェイ委員会の支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制—統合的なフレームワーク」を公開会社が確立・運用する内部統制の規準として組み入れ、その後、PCAOB（公開会社会計監視委員会）は、これらに従い監査基準を公表してきたのである。

我が国でも、企業の経営者の会計上の不正に対して、会社法や金融商品取引法が改正され、内部統制の構築や内部統制の報告書について法に取り入れられてきている。また、内部統制の規準として、2007年2月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下内部統制監査の基準）が公表されている。

以下、本稿では、我が国の内部統制監査の基準が参考にしたSOX法やPCAOBの監査基準の内部統制について概観すると共に内部統制の内容についても検討するものである。さらに、これらの内部統制が効果的に運用されるためには、コーポレート・ガバナンスが最も重要であるが、このコーポレート・ガバナンスと内部統制の関係についても考察したいと考えている。

I SOX法における内部統制とその内容

1 SOX法の中の内部統制の用語

法の中で規定されている内部統制の用語の使用について、以下条文に従って列挙してみる²⁾。

1 法103条

この法の103条の(2)、規則の要件の(A)の3では、404条の(b)で規定されている公開会社の内部統制構造及び手続についての外部監査人の監査（auditor's testing）の範囲については監査報告書又は分離された報告書で提出されるとしている。その内容は、以下のものが示されている。

- (1) これらの監査からの監査人の発見事項（findings）
- (2) これらの内部統制構造及び手続についての評価
 - (a) 公開会社の取引や資産の処分が正確、適正に反映され、合理的に記録が詳細に保持されていること。
 - (b) 一般に認められた会計原則に準拠し、財務諸表の作成に必要である取引が記録されていること、入金や出金は経営者や取締役の承認に従ってのみ実施されること、これらのことについて合理的な保証がされている。
- (3) これらの調査に基づいて発見された内部統制の重大な弱点及び重要な遵守違反について、少なくとも記述されていること。

2) Sarbanes-Oxley Act of 2002, Sec.103, Sec.301, Sec.302, Sec.404.

以上のように、法の103条の（2）では「内部統制構造及び手続」の用語が使用されている。

2 法301条

301条、公開会社の監査委員会の（4）、告発（complaints）—それぞれの監査委員会は、次に対する手続を確立せねばならない。

- (1) 会計、内部会計統制、又は監査事項に関して公開会社によって受け取られた告発の受入れ、保有、取扱について—
- (2) 会計又は監査事項の疑問に関する公開会社の従業員による匿名の投書に対する秘密保持—to上升している。この条文では、「内部会計統制」の用語が使用されている。

3 302条

この法の302条、財務報告に対する企業責任の(a)規則の要求では、CEO又はCFO又は同様な役割を果たす取締役、役員は、年次報告書及び四半期報告書に対して、以下のことについて宣誓（言明）されなければならないとしている。

- (1) 宣誓（署名）執行役員はこの報告書をレビューしたこと。
- (2) 当該役員の知る限りにおいて、この報告書は、財務諸表の作成の状況に照して、誤解を生じさせるような重要な事実の虚偽記載及び記載洩れを含まないこと。
- (3) 当該役員の知る限りにおいて、財務諸表及びその他の財務情報は報告書に示されている期間の公開会社の財政状態及び経営成績に関して、すべての重要なことについて適正に表示されていること。
- (4) 宣誓（署名）執行役員は、
 - (A) 内部統制の確立（establishing）と維持（maintaining）に対する責任を有すること。
 - (B) 公開会社及びその連結子会社に関連する重要な情報は、企業内において、定期報告書が作成されている期間中に、当該役員に報告されることが保証されるように、内部統制の設定（design）がされるべきであること。
 - (C) 報告される日から90日前までにその会社の内部統制の有効性を評価せねばならないこと。
 - (D) 先の日付の評価に基づき会社の内部統制の有効性について当該役員の結論を報告書に示さなければならぬこと。
- (5) 宣誓（署名）執行役員は、公開会社の外部監査人及び取締役会の監査委員会に、次のことを開示しなければならないこと。
 - (A) 財務データの記録、処理、集計、そして報告における会社の業務に悪影響を与える内部統制の整備（design）及び運用（operation）における重大な欠陥（deficiencies）及び重大な弱点（weaknesses）に関して、外部監査人に対して開示せねばならぬこと。
 - (B) 重大性に拘らず、経営者や会社の内部統制の中で重要な役割を担う従業員が関係する不正について。

(C) 宣誓（署名）執行役員は、内部統制の評価日以降に、内部統制の重大な欠陥や弱点に関する是正行為を含む、内部統制に重大な影響を与える事項や内部統制の重大な変化があったか否かについて、報告書の中で記載せねばならないこと。

この法302条では、「内部統制」の用語が使用されている。

4 404条

この法の404条の経営者の内部統制の評価（Management Assessment of Internal Control）

(a) 規則で要求されることでは、

1934年の証券取引法の13条(a)と15条の(d)によって要求される年次報告書の必要要件として次の内部統制報告書を含むと記述している。

- (1) 財務報告に係る内部統制構造及び手続の確立及び維持に対する経営者の責任を述べる。
- (2) 直近の会計年度末の財務報告に係わる内部統制構造及び手続の有効性に関する評価を含む。

(b) 内部統制の評価及び報告

この項で要求される内部統制の評価に関しては、会社に対して、監査報告書を作成、発行する登録会計事務所は、経営者によって行われた内部統制の評価に関して証明（attest）し、報告せねばならない。

なお、この法404条では、「内部統制構造及び手続」の用語が使用されている。

2 SOX法の中の内部統制の用語の検討

SOX法の中なかでの内部統制の用語の使用を取り上げ眺めてきたが、103条の「内部統制構造」、301条の「内部会計統制」、302条の「内部統制」、404条の「内部統制構造」に分けられる。これらの内部統制は、それぞれ概念が異なっていると考えられる。まず、404条の内部統制構造の概念は、AICPAが監査基準書（SAS）55号「財務諸表監査における内部統制構造の考慮事項」として公表されたものであり、その内容は、統制環境、会計システム、統制手続であり、財務諸表に係る内部統制概念と共通するところは多いと考えられる³⁾。また、404条は1934年の証券取引法の13条の定期的報告及びその他の報告で、bの報告書の形式の2（15条(d)に関係する）に基づいているが、その内容は以下である。

A 取引及び資産の処分（disposition）が正確、適正に反映され、合理的な詳細さにおいて帳簿、記録、勘定を作成し、保持しなければならないとしている。

B 次の合理的な保証を与えるに十分な内部会計統制システムを整備（devise）し、運用（maintain）しなければならない。

- (1) 取引は、経営者の一般的又は特別な承認に従って実施される。

3) 小西一正、内部統制の理論、中央経済社、平成8年4月、91-93頁。AICPA, Statements on Auditing Standards No.55, Consideration of the Internal Control Structure in a Financial Statement Audit, 1988.

- (2) 取引は、(a)一般に認められた会計原則、又は、他の適切な基準の準拠による財務諸表の作成、(b)資産に対する会計責任の保持、に必要なものとして記録される。
- (3) 資産への接近は、経営者の一般的な又は特別な承認に従ってのみ許可される。
- (4) 資産についての記録された会計責任は、合理的な期間に実在資産と照合し、その差異については、適切な処置がなされるべきである⁴⁾。

この証券取引法では、会計システムの用語が使用されているが、内部統制構造の概念と同様に財務諸表に係る内部統制の概念であり、経営者が確立し維持せねばならない302条の内部統制概念の方が404条の財務諸表に係る内部統制概念より広い内部統制概念と考えられる⁵⁾。また、404条は、財務諸表に係る内部統制概念として証券取引法やPCAOBの監査基準2号で内部統制概念を明確にし、また、同時に監査人の責任の範囲を明確にしているといえる。これらに対して、301条の内部会計統制概念は、会社の内部での会計、内部会計統制、又は監査事項に関する告発に關係する内部統制であり、従業員や経営者に關係する内部統制、すなわち企業内部の会計を中心とする内部統制概念と考えられるのである。

II PCAOBの監査基準2号による内部統制と内部統制報告書

1 財務報告に係る内部統制の定義

PCAOBは、財務報告に係る内部統制について次のように述べている。
信頼できる財務報告と一般に認められた会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に関して合理的な保証を与えるためには、会社のCEO、CFO、同様な職能を果たすものが設計し、監督するプロセスで、取締役会、経営者、他の職員によって影響される。これらの方針や手続は以下のものである。

- (1) 会社の資産の処理（dispositions）や取引が正確に適正に反映され、合理的な詳細において記録が保持されている。
- (2) 取引は、一般に認められた会計原則に準拠して財務諸表の作成に必要なものとして記録され、入金や出金は会社の経営者や取締役の承認に従ってのみ実施されるように合理的な保証が与えられている。
- (3) 財務諸表に重要な影響を与える会社の資産が未承認で取得、使用、処分されることについて防止や適時に発見されることに關して合理的な保証を与える。⁶⁾

4) 小西一正、財務報告に関する内部統制の検討SOX法に関わる内部統制を中心として、奈良産業大学 第20集、2004年、12月、44頁。

5) 柿崎環、内部統制の法的研究、2005年5月、281頁。

6) PCAOB, Release No.2004-001, Auditing Standard No. 2, An Audit of Internal Control over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements, March 9, 2004, pp.A-7-8.

これらの内部統制の概念は前述した証券取引法の内部統制に基づいている。

2 財務報告に係る内部統制の経営者の責任

財務報告に係る内部統制に関する経営者の責任についてPCAOBは以下のように示している。

- (1) 財務報告に係る会社の良好な内部統制に対する責任を引き受ける。
- (2) 適切な内部統制の規準の使用によって財務報告に係る会社の内部統制の有効性を評価する。
- (3) 文書化を含む十分な証拠に基づく内部統制の評価を支える。
- (4) 会社の直近の決算日における財務報告に係る内部統制の有効性の評価（assessment）を書面で提出する⁷⁾。

3 経営者の財務報告に係る内部統制の報告

経営者の内部統制の報告についてPCAOBは次のように述べている。

経営者は年次報告書に、最も直近の会計年度末の監査済財務諸表に添付される財務報告に係る会社の内部統制の有効性の評価を含めねばならない。財務報告に係る内部統制の経営者の報告書は次のものを含める必要がある。

- (1) 会社の財務報告に係る適切な内部統制の確立と維持に関して、経営者に責任があることを陳述する。
- (2) 会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に必要とする経営者が使用したフレームワークを確認したことを陳述する。
- (3) 会社の最も直近の会計年度末の財務報告に係る内部統制の有効性の評価は、財務報告に係る内部統制が有効であるか否かについての明確な陳述を含む。
- (4) 年次報告書に含まれる財務諸表の監査をした登録会計事務所は、財務報告に関する内部統制の経営者の評価に関する報告書の証明を発行したことを陳述する⁸⁾。

4 貢務報告に係る内部統制についての経営者の評価に関する外部監査人の報告書

PCAOBは 貢務報告に係る内部統制の有効性についての経営者の評価に関する外部監査人の報告書は、次の要素を含まなければならないとする。

- (1) 表題は、独立したという語を含む。
- (2) 内部統制の規準（例えば、内部統制の確立している規準であるCOSOのフレームワーク）に基づき特定の日の財務報告に係る内部統制の有効性についての経営者の結論を確認する。

7) ibid., p.A-14.

8) ibid., pp.A-68-69.

- (3) 経営者の評価が含まれる経営者の報告書の表題を確認する。(外部監査人は経営者が報告書において使用した財務報告に係る内部統制と同様の説明を使用すべきである。)
- (4) 内部統制の評価は経営者の責任であること。
- (5) 外部監査人の責任は、経営者の評価に関して意見を表明すること、監査に基づき財務報告に係る会社の内部統制に意見を表明すること。
- (6) 財務報告に係る内部統制の定義（本章のⅡにおいて述べている）。
- (7) PCAOBの基準に従って監査が実施されたこと。
- (8) PCAOBの基準は、財務報告に係る内部統制の有効性は、すべての重要な点において維持されているかどうかについて、監査が合理的な保証を与えるように外部監査人は、計画し実施したこと⁹⁾。

以上、PCAOBの監査基準2号を概観してきたが、まず、財務諸表に係る内部統制の定義を証券取引法に基づき明確にしている。これについては、すでに前述した。

次に、財務諸表に係る内部統制に関する経営者の責任を、良好な内部統制の維持に対する責任、規準に基づく内部統制の有効性の評価の責任、十分な証拠に基づく内部統制の評価の責任、有効性の評価を書面で提出する責任を明確にしている。この責任を明確にしたのが経営者の内部統制の報告書であり、報告書では、経営者が会社の財務報告に係る適切な内部統制の確立と維持に関して経営者に責任があることを明確にし、また、有効性の評価に経営者が使用したフレームワークを確認したことを明確にし、直近の会計年度末の財務報告に係る内部統制が有効であるか否かについて明確にするのである。それに対して、外部監査人は経営者の内部統制報告書について監査し、監査人の内部統制監査報告書の中で監査人の意見を述べるのであるが、また、この外部監査人の意見は、経営者の内部統制の評価に関して監査意見を表明すること、監査人の監査に基づき会社の財務報告に係る内部統制に意見を表明することの二つの意見が述べられていることである。このように経営者の内部統制の評価に対して意見を述べる以外に、会社の財務諸表に係る内部統制が良好に運用されているかについても独立した監査人が意見を述べているのである。このように外部監査人が直接会社の内部統制が良好に運用されているかについて意見を述べることについて、一般的にダイレクト・レポーティング（直接報告業務）と云われている。

5 PCAOBの監査基準5号

PCAOBは2007年5月24日に監査基準5号を公表した。モニタリングの結果、二つの重要な提案があったとする。一つは、コーポレート・ガバナンスと内部統制によって、より高品質の財務報告に高められ財務報告に係る内部統制監査は重要な効果を導き出したこと。二つは、

9) ibid., p.A-72.

これらの効果に対して大きいコストが生じたこと、財務報告に係る内部統制の効果的な監査を行うために必要であるコストとして、予想したよりも大きいコストを要したことであった。また、そのためには、財務諸表上に重要な虚偽表示が生ずる前に、会社の内部統制の重大な欠陥（弱点）を発見する可能性を増加させることにあるとする。

さて、本節で述べた監査基準2号との違いを簡単に説明したい。監査人は、財務報告に係る内部統制の監査において、次の内容について、経営者から陳述書（written representations）入手すべきであるとしている¹⁰⁾。その中で、2号と異なっていると考えられものは、財務報告に係る内部統制の有効性についての経営者の評価の基礎の一部として、監査人の内部統制監査や財務諸表監査の監査手続を経営者は利用していないことを陳述することである。

さらに、監査人の内部統制の監査報告書の要素として、従来の経営者の内部統制の評価については意見を表明せずに、監査人は自己の監査に基づき会社の財務報告に係る内部統制に関して意見を表明することだけになったことである。さらに内部統制監査の監査手続として、監査人が財務報告に係る内部統制の理解を得た後に、重大な欠陥（弱点）の存在についてのリスクを評価し、それに基づき内部統制の有効性に関して、内部統制の整備や運用についてテストし、評価し、状況において監査人が必要と認めるその他の監査手続を実施したことを内部統制に関する監査報告書で明確にすることを求めたことである。特に、リスクの評価に焦点を絞り、内部統制の有効性の評価を監査人の監査報告書上で明確にしたことである¹¹⁾。具体的に以下に内部統制に関する監査人の監査報告書を取り上げ検討してみる。次の監査報告書は、外部監査人の包括監査報告書から内部統制に関する監査報告を主として抜粋したものであり、適正意見の監査報告書である。

監査基準 5号の独立登録公認会計士事務所の監査報告書¹²⁾

導入

我々は、20X8年12月31日現在のW会社の財務報告に係る内部統制をCOSOの内部統制規準に基づき監査した。会社の経営者は、財務諸表に関する責任、財務報告に係る内部統制の有効性の維持の責任、経営者の報告書に含まれている財務報告に係る内部統制の有効性の評価に対する責任がある。我々の責任は、財務諸表に監査意見を表明する責任、監査に基づき会社の財務報告に係る内部統制に関して意見を表明する責任がある。

範囲

我々は、PCAOBの基準に準拠し監査した。これらの基準は、財務諸表が重大な虚偽表示を含んでいないか、また、財務報告に係る効果的な内部統制がすべての重要な点において維持さ

10) PCAOB Release 2007-005, Auditing Standard No. 5, An Audit of Internal Control Over Financial Reporting That Is Integrated with An Audit of Financial Statements, May 24, 2007, pp.A1-30.

11) ibid., pp.A1-32-33

12) ibid., pp.A1-34-35

れたかどうかについて、監査人が合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを要求している。

財務報告に係る内部統制の監査が、財務報告に重大な欠陥（弱点）が存在するところのリスクを査定して、査定されたリスクに基づき内部統制の有効性の整備や運用をテストし評価し、財務報告に係る内部統制の理解を得ることを含んでいる。我々の監査は状況において必要と認められるその他の監査手続を実施することも含んでいる。我々は監査意見に対して、これらの監査は合理的な基礎を与えると信じている。

定義

財務報告に係る会社の内部統制は一般に認められた会計原則に準拠した外部報告目的に対する財務諸表の作成及び財務報告の信頼性に関して合理的な保証を与えるように設計された一つのプロセスである。財務報告に係る会社の内部統制は、次の方針や手続を含んでいる。

- 1 会社の取引や資産の処理が正確、適正に反映されているように合理的な詳細さで記録が保持されていること。
- 2 取引は、一般に認められた会計原則に準拠して財務諸表の作成に必要なものとして記録され、会社の経営者や取締役の授権に従ってのみ会社の入金や出金が行われ、それらに合理的な保証を与えること。
- 3 財務諸表に重大な影響を与える会社の資産の未承認な取得、使用、処分を防止したり、適時に発見することについて合理的な保証を与えること。

固有の限界

内部統制の固有の限界のために財務報告上の虚偽記載を防止、発見することはできないことがある。また、将来の期間までの内部統制の有効性についてのすべての評価の計画が、内部統制の状況の変化のために不適切になるかもしれないか、あるいは方針あるいは手続の適合の程度が悪くなるかもしれないリスクがある。

意見

我々の意見によれば、財務諸表はUSAにおける一般に認められた会計原則に準拠して、W会社の20X8年及び20X7年の12月31日現在の財政状態及び20X8年12月31日に終了する3年度におけるそれぞれの年度の経営成績、キャッシュ・フローの状況がすべて重要な点において適正に表示されている。

また、我々の意見によれば、会社は、COSOの内部統制規準に基づき20X8年12月31日現在の会社の財務報告に係る内部統制は、すべての重要な点において有効に維持されている。

さて、この監査基準5号と監査基準2号の監査人の内部統制の監査報告書を比較してみると2号は、監査報告書の区分が、導入、範囲、定義、固有の限界、意見、説明の6つに区分されていたが、5号では説明の区分が削除されている。2号では、経営者の内部統制報告書における経営者の評価に対する監査意見が書かれているが、5号では、経営者の内部統制の評価につ

いての監査意見が無くなっているので省かれている。また、範囲の区分では、5号では、経営者の内部統制の評価が省かれ、監査人の財務報告に係る内部統制の監査が、財務報告に重大な欠陥（弱点）が存在するところのリスクを査定し、査定されたリスクに基づき内部統制の有効性の整備や運用をテストし評価し、財務報告に係る内部統制の理解を得ることを明確にしている。2号及び5号では、定義及び固有の限界は同様である。意見の区分では、2号では、経営者の内部統制に対する監査人の意見と会社の内部統制がCOSOに基づき会社の内部統制は、すべて重要な点において有効に維持されている意見があるが、5号では、後者の会社の内部統制が有効に維持されているか否かの意見のみに変更されているのである。

III 日本の内部統制報告書及び内部統制監査の検討

1 内部統制の定義

我が国では、2007年2月15日に企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が公表された。また、日本の基準では、アメリカのCOSOの内部統制の枠組みを基本的に踏襲しながら、我が国の実情を踏まえて基準が作成されたとしている。

日本の内部統制監査の基準では、内部統制の目的として、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全を上げており、これらの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスであると定義している。また、内部統制の基本的要素として統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITを上げている。

さて、アメリカの財務諸表監査の基準としての監査基準書（SAS）78号では、AICPAの監査基準委員会は、COSOの報告書の考え方を導入することにより、アメリカ企業に対して、健全な内部統制に対するフレームワークを形成することにあり、また、その受入及び利用の拡大を発展させることにあった。そのために監査基準委員会は、外部監査人に対して、有益なガイドンスを与えるためにCOSOの報告書に含まれる内部統制の定義や解釈を認識するためにSAS55号を改正し、SAS78号として公表したのである。このSAS78号では¹³⁾、内部統制構造（internal control structure）から内部統制（internal control）に用語を変え、また内部統制をCOSOと同様に、次のように定義している。

内部統制は、取締役会、経営者及びその他の職員によって遂行される一つのプロセスである。
a. 財務報告の信頼性、b. 業務の有効性と効率性、c. 適用される法律や規則の遵守、に關

13) AICPA, Statements on Auditing Standards No.78, Consideration of the Internal Control Structure in a Financial Statement Audit: An Amendment to SAS No.55, 1995, paragraphs 1-40

するカテゴリーにおける目的達成に関して合理的な保証を与えるよう設定されている。このように広義な内部統制を目的別に3区分している。また、構成要素もCOSOと同様に、統制環境、リスクの評価、統制活動、情報と伝達、監視活動（モニタリング）の相互関連する5つの要素である。

以上から日本とアメリカの内部統制の定義を比較した場合、アメリカでは、歴史的に眺めても財務報告の信頼性に資産の保全が含まれている。また、構成要素もITが多いだけで同様である。また、日本の内部統制監査の実施基準のⅡ「財務報告に係る内部統制の評価及び報告のなかで、「財務報告に係る内部統制」とは、財務報告の信頼性を確保する内部統制としている。この内部統制の定義については示されていないが、財務記録の信頼性と資産の保全の内部統制であると考えられる。財務記録の信頼性と資産の保全は表裏一体のものであり、日本の場合は、財務記録の信頼性と資産の保全を二つに区分しているが、定義上分ける意義や必要性があったのか否かについては、今後、実務上でこの基準を適用していく場合に、自然に解答が出てくるのではないかと思われる。ただ、既に述べてきたように、アメリカのように証券取引法、SOX法で財務諸表に係る内部統制の定義が具体的に明確にされているが、我が国では、会社法、金融商品取引法¹⁴⁾では、内部統制の定義が明確にされておらず、前述した企業会計審議会の内部統制監査の基準に委ねられているといえよう。その点では、企業会計審議会のこの基準がどの程度企業や監査法人において理解され、尊重され、利用されるかに懸かっているといえよう。

2 経営者の内部統制報告書と監査人の監査報告書

日本の内部統制監査の基準では、財務報告に係る内部統制の監査は、経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価が行われた後に、経営者の内部統制報告書のなかでの経営者の内部統制の評価の言明に対して、財務諸表監査を担当する監査人が経営者の内部統制の有効性の評価の言明に対して、適正か否かについて監査人の監査報告書で監査意見を表明することになる。アメリカとは異なり、監査人が直接に会社の内部統制の有効性に対して意見を表明する（ダイレクト・レポーティング）のではなく、経営者の内部統制の言明に対して監査意見を表明することになる。

前述したアメリカのPCAOBの監査基準5号では、経営者は内部統制報告書で内部統制の有効性について言明するが、それに対して監査人は監査報告書で内部統制報告書の経営者の言明の適否に関して監査意見を表明をせずに、監査人は、監査報告書の上で会社の内部統制がCOSOの規準に基づき有効に維持されているか否かの意見を表明することに変えているが、日

14) 金融商品取引法では、四半期報告書提出を義務づけ、公認会計士・監査法人の監査対象としている。

次に、財務報告に関する内部統制（財務に関する情報の適正性を確保する体制）の有効性を評価する内部統制報告書を義務づけ、公認会計士・監査法人の監査対象としている。また、上場会社に対して、有価証券報告書などの記載内容が法令に基づき適正である旨の経営者の確認書の提出を義務づけている。

本の内部統制監査の基準では、逆に、経営者の内部統制報告書のなかでの内部統制の有効性の評価の言明の適否に関して、監査報告書で監査人は監査意見を表明することになっている。アメリカ監査を踏襲している日本の監査としては異なった対応をしていることになる。特に、その理由については内部統制監査の基準では説明されていないが、日本の内部統制の監査は、同一の監査人が財務諸表監査と内部統制の監査を実施し、それぞれの監査で得られた監査証拠を双方の監査で利用されるメリットがあるとされていることから、特に、監査コストの低減を意識したものと考えられる。また、監査報告書も内部統制監査と財務諸表監査と一体として作成されることが原則とされるが、これについては、アメリカでも一体になった監査報告書と分離された監査報告書があり、同様であるといえる。

3 監査人の内部統制監査と財務諸表監査の内部統制評価

日本では、経営者の内部統制報告書で財務報告に係る内部統制の有効性の評価の言明が行われ、監査報告書で監査人が経営者の内部統制の評価の言明に対して、会社の内部統制が内部統制の基準に準拠し、経営者の内部統制評価の言明が適正か否かについて、監査意見を表明することになる。アメリカでは、経営者の内部統制の評価の手続と同時進行して、監査人も内部統制監査の監査手続を進め、経営者の内部統制の有効性の言明とは別に監査人は内部統制の有効性について監査意見を表明するが、日本の内部統制監査では、経営者の内部統制評価の言明後に、監査人が経営者の内部統制評価に対して監査意見を表明するので、どうしても経営者の内部統制評価の手続と平行して実施されるのは、監査人の財務諸表監査としての内部統制の評価手続であり、これに内部統制監査の監査手続が一体となって実施されると考えられる。

これが内部統制監査のコストの低減になると思われるが、理論的には、両者の監査手続は区分して考えられるが、実務上では、財務諸表監査の内部統制の評価と内部統制監査の監査手続が共通する部分も多く財務諸表監査の内部統制の評価の監査手続と内部統制監査の監査手続を区分して考えることが困難ではないかとも思われる。理論的には、財務諸表監査の内部統制の評価手続と内部統制監査の監査手続は二元であり、前者は、財務諸表の適正性の適否に対する監査人の意見を保証する監査証拠に関する内部統制の評価であるが、内部統制に依拠しなくても実証的なテストだけでも監査証拠に基づく監査人の意見表明は可能である。それに対して、後者は、経営者の内部統制の評価に対する言明に対して、監査人の意見表明を合理的に保証する内部統制の評価・監査であり、内部統制それ自体が監査の対象になるのである。このように本来は目的が異なることにより二元であるが、実務的には、一元的に考えられ、財務諸表監査の内部統制評価の延長として内部統制監査が取り扱われるのではないかとも思われる。

IV コーポレート・ガバナンスと内部統制監査

コーポレート・ガバナンス (corporate governance) とは、執行と監視・監督の分離することである。執行側の経営者（社長）と監視・監督側の取締役会及び監査役又は監査委員会による体制が機能していることをいう。アメリカでは、所有と経営が分離し、所有（株主）を代理する取締役会が業務執行を行う執行役員を任命・監督するという形態をいう¹⁵⁾。この執行役員のトップがCEOである。内部統制監査の実施基準では、内部統制の基本的要素（内部統制の構成部分で内部統制の有効性の判断規準）として統制環境を上げている。その統制環境のなかに取締役会及び監査役又は監査委員会の機能がある。この機能では、取締役会及び監査役会又は監査委員会は、取締役の業務を監視する職責を担う機関で、会社法上の規程により個々の企業に設けられる制度であるとしている。東京証券取引所は、「コーポレート・ガバナンス報告書」を監査役設置会社用と委員会設置会社用に分け提出を求めている¹⁶⁾。また、有価証券報告書のなかでもコーポレート・ガバナンスの状況を報告させている¹⁷⁾。いずれの報告のなかでも内部統制の整備状況の報告が含まれている。このように最近では、コーポレート・ガバナンスの状況が公表の対象になったことは、企業における経営者の執行に対する監視体制が重要視されているといえる。内部統制監査の実施基準では、取締役会は、内部統制の整備及び運用に係る基本方針を決定し、経営者の業務執行を監督し、経営者による内部統制の整備及び運用に対しても監督責任を有している。また、取締役会は、「全社的な内部統制」の重要な一部であるとともに、「業務プロセスに係る内部統制」における統制環境の一部であるとしている。次に、監査役又は監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行に対する監査の一環として、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を有しているとしている。

結びにかえて

今まで述べてきたことから今後の内部統制監査の課題について簡単に触れてみたい。

1 財務報告に係る内部統制の経営者による評価と監査人の内部統制監査は、2008年4月1日以後開始する事業年度から適用される。これによって金融商品取引法24条の4の4により、「当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものと

15) 土屋守章・岡本久吉、コーポレート・ガバナンス論、有斐閣、2003年11月、55頁。

16) 鳥羽 至英、内部統制の理論と制度、国元書房、2007年5月、17頁。

17) 証券取引法の改正により、有価証券報告書等の「提出会社の情報」において、「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目を新設し、平成16年3月期の有価証券報告書から以下の事項を記載。・会社の機関の内容・内部統制システムの整備の状況・リスク管理体制の整備の状況・役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）・監査報酬の内容（監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容）

して内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下内部統制報告書）を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない」とされるが、一般の株主や投資家には有価証券報告書を見る機会もないし、また、探す方法もなかなか解らないと考えられる。例え見る機会があったとしても、一般投資家や株主が経営者の内部統制報告書や監査人の監査報告書を理解することができるのか。さらに、内部統制報告書や内部統制の監査は投資の意思決定に対して有用性があるのか。急激に導入された我が国では内部統制の監査が理解されるまでかなりの時間を要すると思われる。

2 コーポレート・ガバナンスや内部統制の整備や運用で経営者の不正が本当に防止可能か、多くの外部取締役がいたエンロン事件では¹⁸⁾、強力なCEOの存在によってチェック機能を果たすことが出来なかった。我が国では、監査役や外部の取締役の選考に経営者が関わっている場合がある。このような場合では、形式的にはコーポレート・ガバナンスが在ったとしても、実質的にコーポレート・ガバナンスが機能するであろうか。究極的には、経営者の不正が防止できるのは、経営者の倫理や社会的責任の意識であり、また、経営者を監視する取締役会や監査役・監査委員会が社会的責任を意識し、また、適切に内部統制が機能することである。

3 経営者が内部統制報告書で会社の内部統制は基準に準拠し有効に維持されているとの言明を行った場合、監査人は、その経営者の言明に対して、適正意見以外の意見を表明することは困難であるかも知れない。その理由として、財務諸表監査の場合は、社会的に認知された会計基準があり判断が容易であるが、それに対して統一された内部統制監査の基準が法で定められたのであるが、まだ、我が国では内部統制の理解が不十分であり、さらに、会社の内部統制は、すべての会社でそれぞれ整備や運用状況が異なっており、さらに各社で内部統制の整備の経済性の問題もあり、経営者が良好に内部統制は維持されていると言明した場合、よほど内部統制に欠陥があり、不正が生じる可能性があるなどの場合は別にして、監査人は、適正意見以外の意見を表明することは困難ではないかとも思われる。

4 企業では、内部統制に要する費用と内部統制から得られる便益が常に意識されてきた。企業では、最近の内部統制の計画、文書化、テストの作業のために多くの費用を要している。企業の変化に即応し内部統制は常に変化するものであり、文書化が内部統制の変化に応じていないと形骸化し陳腐化する恐れもある。

5 監査人の責任として経営者の作成した財務諸表に対する意見表明の責任がある。経営者の内部統制の確立や維持についての責任は従来から明確にされている。もし、監査人が内部統制の整備や運用に関われば、監査人にとって経営者の内部統制の評価の言明に対して意見を表明することは、二重責任の問題に抵触するとも考えられる。

(本稿は、2007年5月21日第1回公開セミナーで講演した内容に加筆修正を行ったものである。7月27日提出)

18) 林大幹訳、アメリカCEOの犯罪、2004年11月。ハーバード・ビジネス・スクールの 経営学部教授 D. Quinn Mills著で多くのアメリカの不正事件を記述している。